

平成19年6月 定例会



▲ 議会風景

平成19年第2回定例会は、6月21日に招集され、27日までの7日間の会期で開かれました。
初日の21日には、市長の市政報告及び議長報告があった後、2日間にわたって12人の議員が一般質問を行い、市政全般について市当局の考えをたきました。
6月22日には、繰越明許費に関する報告5件、専決処分の報告と承認2件、建物取得（旧県大柿合同庁舎）、市隣保館設置及び管理条例の一部改正と補正予算案など9議案について審議を行い、いずれも原案どおり可決しました。
次に、議員発議による意見書案1件を可決し散会しました。

可決した主な議案

旧県大柿合同庁舎を購入

平成18年度繰越予算で決定していた旧県合同庁舎を2億円で購入することを可決。

◎購入財源は国からの
合併交付金。

◎取得目的は、福祉事務所・教育委員会等市分庁舎として使用。

※建物は、県が平成9年建築。鉄筋・鉄骨コンクリート5階建。床面積4、129㎡。全用地面積4、262㎡

質疑

Q 建物の評価額と購入契約には土地も入るのか。

A 建築総額は13億8千万円、広島県には特別な配慮で合意している。契約には土地も入っているが公有地であるため価額の記入は無い。

Q 新庁舎建設検討もされているが、この建

物の購入に当たって旧町役場の庁舎を含め有効利用して、新庁舎の建設はしないことを要望する。

A 新庁舎建築については今後の議論に待つ。

採決 賛成20人
反対3人
欠席2人



▲ 市福祉事務所・教育委員会が利用している旧県大柿合同庁舎

国保税課税上限額を

56万円に改定

国民健康保険税

条例の一部を改正

地方税法の改正に伴い、専決処分で平成19年4月1日から施行された改正条例（上限額53万円を56万円に）を承認し可決。

採決 賛成23人
欠席2人



▶ 小用南児童公園完成



小用南児童公園の完成による供用開始と、三高会館の改築に伴う使用料の設定を可決。

採決 賛成23人
欠席2人

◀ 三高会館完成間近



児童公園設置及び管理条例、隣保館設置及び管理条例の一部を改正